

一般財団法人日本ドッジボール協会競技委員会規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この委員会規程は、一般財団法人日本ドッジボール協会定款第7章の定めるところにより、専門委員会としての活動内容・組織・運営体制等を明確にするため定めるものである。

(名称)

第2条 この委員会は、一般財団法人日本ドッジボール協会(以下、本協会という)競技委員会と称する。

第2章 活動内容

(活動内容)

第3条

- 1 競技規則の研究・規程に関すること。
- 2 本協会主催の競技要綱の立案・競技運営に関すること。
- 3 審判認定員・審判員及び審判指導員の養成・強化に関すること。
- 4 公認審判員の資格審査に関すること。
- 5 その他競技に関すること。
- 6 他の専門委員会との連携・強化に関すること。

第3章 組織

(委員)

第4条 この委員会は、本協会定款第50条に基づき、理事会で選任された委員長及び委員長が選任し、理事会の承認を得た委員をもって構成する。

- 2 委員長は、ブロック連絡会競技部長、A級公認審判員等から委員を選任する。

(役員)

第5条 この委員会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|------|
| 1 委員長 | 1名 |
| 2 副委員長 | 4名以内 |

3 常任委員 10名以内

4 レフェリーマネージャー 8名以内

(役員の任務)

第6条 役員は次の任務を負うものとする。

1 委員長は委員会を代表し、かつ委員会の会務を掌握する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、委員長があらかじめ指名した順序により副委員長がその職務を代行する。

3 委員長及び副委員長が共に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する常任委員がこれを代行する。

4 常任委員は日常業務を処理する。

(任期)

第7条 委員、役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4章 常任委員会

(構成と招集)

第8条 常任委員会は、委員長・副委員長・常任委員・レフェリーマネージャーをもって構成する。

2 常任委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(任務)

第9条 常任委員会は、本協会理事会への答申の審議・緊急事項の処理及びその他日常業務の執行にあたる。ただし、緊急事項の処理は、本協会理事会に報告し、承認を得なければならない。

第5章 部会

(専門部の設置)

第10条 この委員会は、日常業務を遂行するため、常任委員会のもとに「審判部」「指導部」「総務部」「事業部」の4部を置く。

(業務分掌)

第11条 各部の業務分掌は常任委員会で決定する。

(任期)

第12条 部員の任期は、役員の任期と同じとする。

第7章 その他

(規程の改定)

第13条 規程の改定は、本協会理事会の承認を得なければならない。

補則

- 1 委員長・副委員長・各部長をもって部長会を設ける。
- 2 部長会をもって常任委員会の機能の一部を代行することができる。

付則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、2021年2月20日に一部改正する。

この規程は、2021年4月1日に施行する。

この規程は、2023年6月1日に一部改正する。